

入札説明書

令和7年10月27日千葉市公告第839号により公告した千葉市立幕張若葉小学校開校に伴う厨房機器納入・据付の入札等については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書による。

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達物品及び数量

千葉市立幕張若葉小学校開校に伴う厨房機器納入・据付
(デジタル台秤他62品目)

(2) 調達物品の特質等

別添仕様書のとおり

(3) 納入期限

令和8年3月6日（金）

(4) 納入場所

千葉市立幕張若葉小学校 千葉市美浜区若葉3-1-26

2 競争入札参加資格

一般競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

(1) 平成6・7年度千葉市物品入札参加資格の審査を受け、資格を有すると認められている者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次にいずれにも該当しないものであること。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過しない者

イ 当該入札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていないもの

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされていないもの

オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を入札参加資格確認申請期限の日から入札日までの間に受けている者

カ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者

キ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあっては、千葉市税（滞納金を含む）を完納していないもの

ク 千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあっては、個人住民税の特別徴収を行っていないもの

(3) 公告の日から遡って5年の間に、本件と同種の業務を履行した実績を有する者であること。

3 入札参加資格確認申請書の提出

一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書及び関係資料を提出し入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 提出期間 公告の日から令和7年11月20日（木）まで

（土曜日、日曜日及び休日を除く午前9時00分から午後4時00分まで。ただし、最終日は正午まで。）

- (2) 提出場所 千葉市教育委員会教育総務部学校施設課
(3) 提出方法 持参
(4) 提出書類
ア 入札参加資格確認申請書
イ 履行実績調書
(2件以上ある場合は、2件まで記載すること。本市又は国、県若しくは他の地方公共団体における履行実績があり、中でも公告の日から遡って過去2年以内の履行実績が複数ある場合は、優先して記載すること。その場合、契約金額が大きなものから記載すること。)
※契約書の写し、業務完了報告書の写し等、履行実績調書に記載した内容を確認できる書類を添付すること。
ウ アフターサービス・メンテナンス体制確約書
(アフターサービス・メンテナンス体制確約書のうち、2のアフターサービス・メンテナンス提供体制」の記入にあたっては、別紙を添付しても可とする。)
(5) 確認通知 令和7年12月2日(火)までに申請者に入札参加資格確認結果通知書を発送する。

4 質問回答等

- (1) 仕様書に関する質問
ア 質問方法
令和7年11月20日(木)正午までに、後記9の契約事務担当課宛、別紙質問書を電子メールにて提出すること。
イ 回答方法
期間内に受理したすべての質問内容及び回答を全入札参加者に令和7年12月2日(火)までに電子メールで回答する。
- (2) 同等品事前相談
厨房機器一覧に例示する機器以外のもので競争参加を希望する場合は、令和7年11月20日(木)正午までに機器単品図やカタログの写し等を下記住所の千葉市教育委員会学校教育部保健体育課に持参し、承認を得ること。
千葉市教育委員会学校教育部保健体育課
〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所高層棟10階
電話: 043-245-5942
- (3) その他、申請書類の提出・入札手続等に関する質問
執務時間内において、隨時、後記9の契約事務担当課へ電話で問い合わせること。

5 入札手続等

- (1) 入札・開札の日時及び場所
日 時 令和7年12月9日(火) 午前10時00分
場 所 教育委員会入札室(千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所高層棟10階)
※「入札参加資格確認結果通知書」の提示を求める場合があるので必ず持参すること。
- (2) 入札方法
入札者は、原則として前記(1)の入札・開札の日時及び場所に出席して所定の入札書をもつて商号及び入札件名を記載した封筒に入れ提出すること。
ただし、郵便による入札の場合は二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」と朱書して、後記9

の契約事務担当課宛とし、入札日前日の午後3時00分までに書留郵便にて必着のこと。

(3) 入札書に記載する金額

入札金額は、調達物品の金額のほか、輸送費、保険料等納入場所渡しに要する一切の諸経費を含め見積もること。

なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札時の提出書類

入札の際には、入札書のほか、代理人が入札・開札に立ち会う場合は委任状を提出すること。書類の提出がない場合又は内容が不明瞭である場合は、当該入札は無効とする。

(5) 入札保証金

要。ただし、千葉市契約規則（昭和40年千葉市規則第3号）第8条に該当する場合は、免除とする。

(6) 落札者の決定方法

千葉市契約規則第10条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、著しく低価格の場合は当該入札者に照会することがある。

(7) 無効となる入札

千葉市契約規則第16条の規定に該当する入札

6 開札に立会う者に関する事項

開札に立会う者は、入札者又はその代理人とする。代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札に関する権限の委任を受けなければならない（入札前に別紙委任状を提出すること。）。

7 再度入札の実施

- (1) 開札において予定価格に達する価格の入札がなく、落札者がないときは、直ちに再度入札を行う。
- (2) 再度入札の回数は、2回とする。
- (3) 再度入札には、前回の入札に参加しなかった者、開札に立会わなかった者又は、前回の入札で無効とされた者は参加できない。
- (4) 再度入札における入札金額が、直前の入札の最低金額以上の額の入札は無効とする。

8 契約の手続等

(1) 契約保証金

要。ただし、千葉市契約規則第29条に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 契約条項等の閲覧

千葉市契約規則等は、後記9の契約事務担当課で閲覧できる。

9 契約事務担当課

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市教育委員会事務局教育総務部学校施設課調達班

電話 043-245-5913

e-mail gakkoshisetsu.EDG@city.chiba.lg.jp

10 その他

(1) 入札参加資格を有しない者の参加

前記2(1)に掲げる入札参加資格を有しない者が競争入札に参加するためには、原則として、千葉県電子自治体共同運営協議会が運用する「ちば電子調達システム」により資格審査の申請手続きを速やかに行い、本市において、入札参加資格の認定を受け、かつ、令和7年11月20日(木)までに前記3の入札参加資格確認申請書の提出をしなければならない。

なお、資格審査の申請手続きを行う前に下記までお問い合わせください。

千葉市財政局資産経営部契約課契約第二班 電話 043-245-5089～5090

(2) 契約締結の停止等

この調達契約は、「政府調達に関する協定」の適用を受けるため、千葉市入札適正化・苦情検討委員会から契約を締結すべきでない旨又は契約執行を停止すべきである旨の要請等を受けた場合は、調達手続の停止等があり得る。